

滋賀県部等設置条例の一部を改正する条例案要綱

1 改正の理由

滋賀県基本構想の実現に向け「人口減少を見据えた豊かな滋賀づくり総合戦略」を強力に推進するため、県政の政策立案機能を強化するとともに、スポーツの振興に係る取組等により県民生活の向上を図るため、滋賀県部等設置条例（昭和 30 年滋賀県条例第 30 号）の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 題名を滋賀県部制条例に改めることとします。（題名関係）
- (2) 知事直轄組織および総合政策部を再編し、知事直轄組織を廃して、新たに県民生活部を置くこととします。（第 1 条関係）
- (3) 当該再編に伴い、総合政策部の分掌事務を改めるとともに、新たに県民生活部の分掌事務を定めることとします。（第 2 条関係）
- (4) この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行することとします。

平成28年度 部の再編について

【現 行】

【改正後】

知事直轄組織

- 秘書課 → 総合政策部
- 広報課 → 総合政策部
- エネルギー政策課 → 県民生活部
- 防災危機管理局 → 総合政策部

総合政策部

- ア 県行政の総合的な企画および調整に関する事項
- イ 重要施策の企画および調査に関する事項
- ウ 広報に関する事項
- エ 防災に関する事項

総合政策部

- 企画調整課 → 総合政策部
- 県民活動生活課 → 県民生活部
- 文化振興課 → 県民生活部
- 人権施策推進課 → 県民生活部
- 情報政策課 → 県民生活部
- 統計課 → 県民生活部

総務部

県民生活部

- ア 消費生活その他県民生活の向上に関する事項
- イ 文化振興に関する事項
- ウ 情報化に関する事項
- エ 統計に関する事項
- オ エネルギーに関する事項
- カ スポーツに関する事項

総務部

※課等、部内組織の細部は、現在検討中です。

滋賀県部等設置条例新旧対照表

旧	新
<p><u>滋賀県部等設置条例</u> <u>(部等の設置)</u></p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項および第2項の規定により、知事の権限に属する事務を分掌させるため、<u>知事直轄組織および次の部を置く。</u></p> <p>総合政策部 総務部 (追加) 琵琶湖環境部 健康医療福祉部 商工観光労働部 農政水産部 土木交通部</p> <p><u>(知事直轄組織の分掌事務)</u></p> <p>第2条 <u>知事直轄組織は、広報、防災およびエネルギーに関する事項を分掌する。</u></p> <p><u>(部の分掌事務)</u></p> <p>第3条 部の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 総合政策部</p> <p>ア 県行政の総合的な企画および調整に関する事項 イ 重要施策の企画および調査に関する事項 ウ <u>消費生活その他県民生活の向上に関する事項</u> エ <u>文化振興に関する事項</u> オ <u>情報化に関する事項</u> カ <u>統計に関する事項</u></p>	<p><u>滋賀県部制条例</u> <u>(部の設置)</u></p> <p>第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項および第2項の規定により、知事の権限に属する事務を分掌させるため、<u>次の部を置く。</u></p> <p>総合政策部 総務部 <u>県民生活部</u> 琵琶湖環境部 健康医療福祉部 商工観光労働部 農政水産部 土木交通部</p> <p>(削除)</p> <p><u>(部の分掌事務)</u></p> <p>第2条 部の分掌事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 総合政策部</p> <p>ア 県行政の総合的な企画および調整に関する事項 イ 重要施策の企画および調査に関する事項 ウ <u>広報に関する事項</u> エ <u>防災に関する事項</u> (削除) (削除)</p>

(2) 省略
(追加)

(3)~(7) 省略

(2) 省略

(3) 県民生活部

ア 消費生活その他県民生活の向上に関する事項

イ 文化振興に関する事項

ウ 情報化に関する事項

エ 統計に関する事項

オ エネルギーに関する事項

カ スポーツに関する事項

(4)~(8) 省略